

長崎鼻公園再生事業基本構想策定業務委託 プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

長崎鼻公園は、県立吹上浜自然公園の一部であり、東シナ海に突き出た松の緑と海の青が美しい公園である。敷地面積は9.1haであり、全国でも珍しい海水プールや運動広場、遊具、展望施設などが整備されており、公園の一角には宿泊施設もあることから、市内外の利用者から親しまれている。

しかし、施設の老朽化等により、多くの市民が自然と触れ合う身近な憩いの場として、十分に機能が活かされているとは言い難い状況である。

令和2年度には、公園区域内一帯（区域外の隣接している串木野体育センター及び駐車場を含む）を「自然環境や既存施設の有効活用と再整備」「子育て世代から高齢者までが利用しやすいゾーニングによる整理」「新たな公園利用を促す仕掛けづくり」の視点で、再生事業を実施するための基本構想を策定するものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 長崎鼻公園再生事業基本構想策定業務委託
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務範囲 別紙「業務範囲」のとおり
- (4) 履行期間 契約を締結した日から令和3年2月25日（木）まで
- (5) 契約限度額 3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

以下に掲げる事項をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に基づく市の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (2) 市の指名停止基準に基づく指名停止を、応募書類の受付期間において受けていないこと。
- (3) 国税、県税及び市税について未納のないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (5) 会社法、破産法等に基づく清算の開始又は破産手続開始等を行っていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 候補事業者に選定された場合、本業務の実施にあたり、本市との連絡調整、協議等に適切かつ迅速に対処できること。
- (8) 本市が実施する選定委員会において、提案内容のプレゼンテーションに出席し、提案事業の特徴、実施効果を含む提案内容の説明や、質疑応答ができること。

4. スケジュール

■ 実施要領等の公表	7月10日(金)
■ 質問事項の締切	7月17日(金) 17時15分必着
■ 質問事項への回答	7月22日(水)
■ 企画提案書類の提出期限	8月5日(水) 17時15分必着
■ 選定委員会の審査(プレゼンテーション)	8月7日(金) 予定
■ 審査結果の通知(発送)・公表(ホームページ)	8月26日(水) 予定
■ 委託契約の締結	9月1日(火) 予定

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対して改めて通知します。

5. 企画提案書等の提出

企画提案書の様式は、別添「企画提案書様式集」(A4版)とし、以下に示すとおりとする。

提出書類	内容に関する留意事項
企画提案書提出届(様式1)	・ 必要事項を記入のうえ、表紙として簡易製本を行う。
会社の概要(様式2)	・ 必要事項を記入のうえ、別途会社パンフレット等を添付する。
会社の業務実績(様式3)	・ 主な同種・類似業務の実績では、これまで他自治体において同様の分野(本業務と類似の業務)業務を請負った実績について、5件を上限として記入する。 ・ 記入した業務の写真・図面等を添付すること。
配置予定技術者の資格・経歴等(様式4)	・ 配置予定技術者について記入する。 ・ 他社に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の特徴等)を記入する。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
業務の工程管理等(様式5)	・ 業務の工程スケジュールを記入する。 ・ 業務にあたり、協議・打合せに対するスタンスを記入する。
企画の提案(様式6-1~7)	・ 別紙仕様書に基づいて、下記の項目について記入する。 (1) 業務の実施方針(着眼点などを含む) (2) 「敷地分析・課題整理」の実施手順やその考え方 (3) 「ニーズ調査」の実施手順やその考え方 (4) 「整備方針の設定及びゾーニング」の実施手順やその考え方 (5) 「導入する機能の設定」の実施手順やその考え方 (6) 「既存樹林の整備」の実施手順やその考え方 (7) 実現性のある独自の提案 作成及び表現方法については、提出者の自由とする。
見積額(様式なし)	・ 業務委託にかかる諸費用

6. 書類の提出方法等

- (1) 提出方法：次の提出先に持参又は郵送にて提出すること。
- (2) 提出先：いちき串木野市土木課施設維持係 担当：久保（くぼ）
住所：鹿児島県いちき串木野市湊町1丁目1番地
TEL：0996-21-5151（直通） FAX：0996-36-3092
e-mail：doboku2@city.ichikikushikino.lg.jp
- (3) 提出期限：令和2年8月5日（水）17時15分まで（必着）
- (4) 提出部数：10部 ※企画提案書提出届（様式1）及び見積書（任意様式）は、正本1部、写し9部
※1参加者につき1提案に限る。
※各ページに通し番号をふり、「長崎鼻公園再生事業基本構想策定業務委託企画提案書」と記載した表紙を付けること。

7. プロポーザルに係る質問

- (1) 質問は、書面（様式7：質問票）によるものとする。（郵便、FAX、電子メール可）
 - ① 質問受付：土木課施設維持係（上記の企画提案書等の提出先）
 - ② 受付期限：令和2年7月17日（金）17時15分まで（必着）
- (2) 質問に対する回答は、令和2年7月22日（水）までに市ホームページにて公開する。

8. 審査及び委託先候補者の決定方法等

- (1) 審査及び委託先候補者の決定方法
選定は、本市選定委員会において行うものとし、企画提案書の評価項目、評価内容及び配点は別添「審査基準」のとおりである。
- (2) プレゼンテーションについて
企画提案書等の提出事業者には、選定委員会においてプレゼンテーションを実施する。
 - ① 日時：令和2年8月7日（金）予定
※時間・場所等の詳細は、提案者に別途連絡する。
 - ② 発表時間：30分程度（各提案者につき、20分以内のプレゼンテーション後、ヒアリングを行う。）
 - ③ 内容：提出事業者からのプレゼンテーション及び質疑応答
※パワーポイント等を使用する場合は、パソコンを持参すること。
※スクリーン、プロジェクターは貸与する。
- (3) 選定の結果は、選定後、事業者に書面で通知する。

9. 契約の方法等

- (1) 委託契約に当たっては、審査された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではない。最高得点事業者と提案内容に沿って契約内容について協議・調整を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議のうえ、企画提案の一部を変更する場合がある。
- (2) 別紙「仕様書」は、本業務において必要とされる想定項目を示したものである。したがって、最高得点事業者の企画内容によっては、締結する契約書に添付する仕様書には、当該企画書等の内容の範囲内において、委託業務の内容が追加される場合がある。
- (3) 最高得点事業者が正当な理由なく契約を締結しないとき又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の事業者を最高得点事業者として選定のうえ、9(1)並びに(2)の事項を準用し、契約を締結するものとする。

10. 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 企画提案書の提出後に参加者の資格要件に定める要件を満たさなくなった場合
- (4) 提出された見積書の金額が、本実施要領2(5)の予算額を上回っている場合
- (5) その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

11. その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出することとする。
- (3) 選定されなかった場合も、企画提案書は返却をしない。提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休等止むを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (5) 事業者が提出した企画書等が採用された場合、その一切の著作権は本市に帰属する。
- (6) 業務の実施にあたっては、本市と協議の上で行うものとする。
- (7) 企画に際して、第三者が所有する素材等を用いる場合は著作権処理等を行うほか、契約の相手方として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにする。
- (8) 天災その他やむを得ない理由により、正常な手続きを行うことができない場合は、本プロポーザルを延期する場合がある。

12. 遵守事項

受託業者は、本業務の目的や内容を十分に理解した上で、長崎鼻公園再生事業基本構想策定業務のため、最高の技術を駆使するとともに、いちき串木野市職員と協力しながら、誠実に業務を実施することとする。また、業務の実施に当たっては、関連する法律等を遵守することとする。

別表：審査基準

項 目		審 査 基 準	配 点
理 解 度	目的・内容の理解、実施方針・スケジュールの妥当性	・業務の目的・内容を十分に理解した上で、業務の遂行に対して、実施方針が明確で、具体的かつ実現可能なスケジュールを提案しているか	10
	企画力	・策定の背景・条件を踏まえた、効果的な整備イメージを企画しているか	20
企 画 提 案 能 力	実現性	・提案内容は確実に実現できるものとなっているか	20
	独創性	・提案内容は魅力的、有用なものとなっているか	20
業 務 実 施 能 力	業務実施体制	・業務実施にあたって、十分な実施体制を整えているか	10
	業務実績	・業務を効果的かつ確実に遂行するために必要な同種の業務実績があるか	10
見 積 書	経費の妥当性	・経費の見積は適当か	10
合 計			100

